

作業報奨金に関する訓令を次のように定める。

平成18年5月23日

法務大臣 杉 浦 正 健

作業報奨金に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 作業等工（第3条―第7条）

第3章 報奨金計算額の加算（第8条―第14条）

第4章 補則（第15条―第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、報奨金計算額の加算の基準その他の作業報奨金の支給等を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第2章 作業等工

（作業等工）

第3条 刑事施設の長は、作業を行わせる受刑者及び労役場留置者（以下「就業者」という。）ごとに、作業等工（以下「等工」という。）を指定するものとする。

2 一人の就業者について、受刑者等の作業に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3327号大臣訓令）第3条第3項に規定する職種（以下「職種」という。）が異なる複数の作業を行わせる場合には、主たる職種を基準として等工を指定するものとする。

3 等工は、1等工から10等工までに区分する。

4 報奨金計算額の加算の基準となる就業時間（受刑者が作業を行った時間という。以下同じ。）1時間当たりの金額（以下「基準額」という。）は、別表1のとおりとする。

（新たに作業を行う受刑者の等工の指定）

第4条 刑の執行開始後初めて作業を行わせる受刑者の等工は、10等工とする。

（昇等）

第5条 刑事施設の長は、就業者について、作業の種類及び内容、作業を行っている期間、当該作業に要する知識及び技能の程度、作業成績並びに就業態度を考慮し、相当と認めるときは、直近上位の等工に昇等させるものとする。

2 刑事施設の長は、矯正局長が定める基準に従い、作業に要する知識及び技能の程度を考慮して、当該作業における等工の昇等の限度を定めることができる。

（降等）

第6条 刑事施設の長は、就業者について、作業成績が不良であると認めるときは、いつでも直近下位の等工に降等させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、刑事施設の長は、作業成績が著しく不良な就業者について、いつでも相当の等工に降等させることができる。

（等工の調整）

第7条 他の職種に転業（作業を変更することをいう。以下同じ。）させた就業者の等工は、10等工とする。ただし、刑事施設の長は、就業者が次の各号のいずれかに当たるときは、その者について、相当と認める等工に指定することができる。

(1) 従前の知識及び技能並びに作業成績を参酌してより上位の等工に指定することが相当と認められるとき。

(2) 社会貢献作業又は自営作業に転業させたとき。

(3) 職業訓練を開始したとき又は職業訓練から生産作業に転業させたとき。

(4) 刑事施設の管理運営上の理由により、他の職種に転業させたとき。

2 刑事施設の長は、他の刑事施設から移送された受刑者が作業に就く場合には、移送前の等工を考慮の上、新たに当該刑事施設における等工を指定するものとする。

3 国際捜査共助等に関する法律（昭和55年法律第69号）第1条第4号に規定する受刑者証人移送（以下この項において「移送」という。）の期間の満了により収容した受刑者の等工は、移送前と同一職種の作業を行わせる場合に限り、移送前と同一の等工とする。

### 第3章 報奨金計算額の加算

#### (報奨金計算額の加算)

第8条 法第98条第2項（法第288条において準用する場合を含む。）の規定により報奨金計算額に加算する金額（以下「加算月額」という。）は、次条に規定する基本月額に第10条から第14条までに規定する加算額及び減算額をそれぞれ加算し、又は減算した金額とする。

2 加算月額に1円未満の端数が生じた場合には、50銭未満の端数は、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数は、1円として計算する。

#### (基本月額)

第9条 基本月額は、就業者について、その月の前月（釈放の日の属する月にあってはその月）における就業時間に基準額を乗じて得た金額とする。

2 1日の就業時間の単位は10分間とし、10分未満の端数が生じた場合には、これを4捨5入して計算する。

3 1月の就業時間の単位は1時間とし、1時間未満の端数が生じた場合には、30分未満の時間は、これを切り捨て、30分以上60分未満の時間は、これを1時間として計算する。

#### (作業の種類による加算)

第10条 刑事施設の長は、次の各号のいずれかに該当する作業を行わせる場合には、その就業者について、それぞれ基本月額の100分の100を超えない金額を加算することができる。

- (1) 外部通勤作業
- (2) 外部通勤作業以外の刑事施設の外堀の外における作業
- (3) 著しく危険を伴う作業
- (4) 特殊な作業

#### (時間外作業等による加算)

第11条 刑事施設の長は、就業者に次の各号に掲げる作業を行わせた場合には、その者について、それぞれ当該各号に定める時間に基準額の100分の25を乗じた金額を加算することができる。

- (1) 1日につき8時間を超える作業（次号及び第3号に掲げる作業を除く。）  
その8時間を超える時間
- (2) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）第19条第2項各号に掲げる日に行わせる作業（連日作業を除く。）その作業を行わせた時間（規則第46条第3項の規定により、その日から1月以内の規則第19条第2項各号に掲げる日以外の日を作業を行わない日と定めた場合は、その8時間を超える時間）

- (3) 規則第19条第2項各号に掲げる日に行わせる連日作業 その作業を行  
わせた時間（その日から1月以内の規則第19条第2項各号に掲げる日以  
外の日を作業を行わない日又は6時間未満の作業を行う日と定めた場合は、  
その8時間を超える時間）
- (4) 前号の場合において6時間未満の作業を行う日と定めた日に行わせる作  
業 その作業を行わせた時間
- (5) 午後10時から午前5時までの間において行わせた作業 その時間帯に  
おける作業を行わせた時間  
（作業成績による加算及び減算）

第12条 刑事施設の長は、作業成績が良好と認められる就業者について、そ  
の成績に応じて、基本月額額の100分の70を超えない金額を加算すること  
ができる。

2 刑事施設の長は、正当な理由なく作業成績が不良な就業者について、その  
成績に応じて、基本月額額の100分の50を超えない金額を減算することが  
できる。

（就業態度による加算）

第13条 刑事施設の長は、就業態度が良好と認められる就業者について、そ  
の態度に応じて、基本月額額の100分の30を超えない金額を加算すること  
ができる。

（創意工夫による加算）

第14条 刑事施設の長は、創意工夫による作業への貢献が認められる就業者  
について、その貢献の程度に応じて、3,000円を超えない金額を加算す  
ることができる。

#### 第4章 補則

（作業審査会）

第15条 刑事施設の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらか  
じめ、次項に定める者を構成員とする作業審査会を開催し、その意見を聴く  
ものとする。

- (1) 就業者の等工を指定し、昇等し、又は降等するとき（第4条による指定  
の場合を除く。）。
  - (2) 第10条から第14条までの規定による加算額又は減算額を決するとき。
- 2 作業審査会は、作業を所管する首席矯正処遇官、統括矯正処遇官及び刑事  
施設の長が指名する職員をもって構成する。
- 3 作業審査会の議長は、作業を所管する首席矯正処遇官とする。
- 4 作業審査会は、毎月1回以上開催するものとする。

(釈放前における支給)

第16条 刑事施設の長は、報奨金計算額を有する受刑者又は労役場留置者が、法第98条第4項(法第288条において準用する場合を含む。)の規定により作業報奨金の支給を受けたい旨の申出を行う場合には、その理由及び金額を記載した書面の提出を求めるものとする。

(報奨金計算額基帳)

第17条 刑事施設の長は、別表2の報奨金計算額基帳に、就業者ごとの加算月額及び報奨金計算額を記録するものとする。

2 刑事施設の長は、報奨金計算額を有する受刑者を他の刑事施設に移送する場合には、移送先の刑事施設の長に対し、その受刑者の報奨金計算額を通知するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、既決法の施行の日(平成18年5月24日)から施行する。
- 2 受刑者等に係る作業賞与金計算規程(平成18年法務省矯成訓第2822号大臣訓令)は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の際、現に刑事施設に収容されている受刑者については、前項の規定により廃止された受刑者等に係る作業賞与金計算規程の規定により決定された作業等工は、この訓令により決定された作業等工とみなす。

附 則〔平成19年法務省矯成訓第2059号大臣訓令〕

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則〔平成19年法務省矯成訓第3361号大臣訓令〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第58号)の施行の日(平成19年6月1日)から施行する。

附 則〔平成20年法務省矯成訓第2115号大臣訓令〕

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則〔平成21年法務省矯成訓第1447号大臣訓令〕

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則〔平成22年法務省矯成訓第1376号大臣訓令〕

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則〔平成23年法務省矯成訓第1791号大臣訓令〕

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔平成23年法務省矯成訓第3406号大臣訓令〕

この訓令は、平成23年6月10日から施行する。

附 則〔平成24年法務省矯成訓第1号大臣訓令〕

この訓令は、平成24年4月6日から施行し、改正後の作業報奨金に関する訓令の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則〔平成27年法務省矯成訓第5号大臣訓令〕

この訓令は、平成27年4月10日から施行し、この訓令による改正後の作業報奨金に関する訓令の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則〔令和3年法務省矯正訓第1号大臣訓令〕

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の様式の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表1（第3条関係）作業報獎金基準額表

等工	1等工	2等工	3等工	4等工	5等工	6等工	7等工	8等工	9等工	10等工
基準額	円 銭 50	円 銭 80	円 銭 40	円 銭 20	円 銭 50	円 銭 90	円 銭 30	円 銭 90	円 銭 90	円 銭 70
	55.	43.	35.	29.	23.	20.	16.	12.	9.	7.

別表 2 (第 17 条関係) 作業報奨金計算額基帳

作 業 報 奨 金 計 算 額 基 帳

(番号 氏名 )

年 月 日	摘 要	受	払	残

(番号 氏名 )